

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
実施要綱

医 人 第 270－1 号
令和7年6月23日

（目的）

第1条 長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）派遣受入医療機関

以下のいずれかを満たす埼玉県内の医療機関であって、第5条の交付要件を満たすものをいう。

ア 特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関

イ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関

ウ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

（2）派遣医療機関

上記の要件を満たす派遣受入医療機関に医師を派遣する医療機関をいう。ただし、令和6年度以前から継続して行われている派遣については、派遣される医師が所属する医療機関が、特定労務管理対象機関に指定されていることを条件とする。

（補助対象事業）

第3条 派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師派遣等を推進する事業とし、次のいずれも満たすこと。

- （1） 補助対象となる派遣の始期前に派遣医療機関において一定期間継続して雇用されていた者を、常勤又は非常勤として一定期間継続して行う派遣であること。ただし、派遣受入医療機関で従事する業務が、労働基準監督署長の許可を得た宿日直業務のみでないこと。
- （2） 医師法第16条の2第1項に定める臨床研修のための研修により派遣された医師ではないこと。
- （3） 同一法人間の医師派遣でないこと。

- (4) 派遣受入医療機関が他医療機関へ医師を派遣したことにより生じた人員不足を補充するための医師派遣ではないこと。
- (5) その他、知事が適当でないと認めるもの。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に規定する対象事業の実施に伴い生じる逸失利益相当額として、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業交付要綱」(令和7年6月23日付医人第270-2号、以下「交付要綱」という。)第4条第1号に定めた別表のとおりとする。

(交付要件)

第5条 補助金の交付要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 対象事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。
 - (2) 派遣受入医療機関においては、次のいずれをも満たすこと。
 - ① 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
 - ② 年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用し、36 協定において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超える協定を締結している医療機関であること。
- ※ 「年の時間外・休日労働が 960 時間を超える恐れがある医師を雇用」とは、「年の時間外・休日労働時間が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用」していることをいう。
- ③ 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- (3) 前条に規定する補助対象経費について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助事業者)

第6条 補助事業により派遣される医師の逸失利益相当分に対する補助の対象となる事業者は、第2条第2号に掲げる者とする。

2 補助事業者は、この要綱に基づき、医師派遣の補助事業を行うこととする。ただし、要綱に反しな

い範囲において、必要な規程を定めることを妨げない。

（事業の対象期間）

第7条 補助の対象となる期間は、各年度の4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

（補助金の申請手続き）

第8条 補助金の申請手続きに関する事項は、次のとおりとする。

- （1）補助金の申請をする医療機関の代表者は、補助金交付申請書（様式は、交付要綱で定めることとする）を知事に提出しなければならない。
- （2）知事は、補助金の交付対象医療機関を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式は、交付要綱で定めることとする）により、補助金の申請をした医療機関に通知するものとする。

（派遣医師受入れ後の対応）

第9条 派遣受入医療機関は、派遣医師に対して同医療機関における業務が円滑に行われるよう必要な支援策を講じるよう努めることとする。

（派遣医師の服務等）

第10条 派遣医師は、派遣受入医療機関における業務の間、同医療機関の関係規程を遵守し、同医療機関の長の指導及び指示に従わなければならない。

（報告）

第11条 知事は、派遣医師の勤務状況等について、必要に応じて派遣医療機関に報告を求めることができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるほか、医師の派遣に関し、必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。